

平成26年10月17日

第69回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

株主総会運営の実務

全国株懇連合会

目 次

はじめに（提案の趣旨）	1
I 概説	2
1. 株主総会を巡る法的論点と判例	2
2. 株主総会を巡る近年の動向	8
3. 事務日程	14
II 事前の準備	18
1. 株主総会の招集手続	18
2. 主な付議事項（目的である事項）	41
3. 株主提案権	50
4. その他	57
III 当日の運営	59
1. 総会運営	59
2. 議事運営	70
IV 終了後の事務	87
1. 議事録	87
2. 株主宛の送付物	93
3. 開示	98
4. 株主総会終了後の取締役会	106
5. 商業登記	107
V 改正法と株主総会運営の実務	110
1. 社外役員要件厳格化等	110
2. 社外取締役を置くことが相当でない理由等	111
【参考文献】	115

[注] この提案書の記載内容は、特記のない限り、上場会社である監査役会設置会社を前提としている。

[法令等の略称]

- 会社法 ⇒ 法
- 会社法施行規則 ⇒ 施行規則
- 会社計算規則 ⇒ 計算規則
- 改正会社法（平成26年法律第90号）⇒ 改正法
- 会社法制の見直しに関する要綱 ⇒ 会社法改正要綱
- 金融商品取引法 ⇒ 金商法
- 企業内容等の開示に関する内閣府令 ⇒ 開示府令
- 東京証券取引所有価証券上場規程 ⇒ 上場規程
- 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則 ⇒ 上場規程施行規則

[判例集の略称]

- 最高裁判所民事判例集 ⇒ 民集
- 判例時報 ⇒ 判時
- 金融・商事判例 ⇒ 金判
- 判例タイムズ ⇒ 判タ

[文献の略称]

- 岩原紳作編「会社法コンメンタール7」⇒ コンメンタール
- 江頭憲治郎「株式会社法（第5版）」⇒ 江頭・株式会社法
- 全国株懇連合会「株主総会等に関する実態調査集計表（平成25年10月）」
⇒ 全株懇調査
- 商事法務研究会「株主総会白書 2013年版」⇒ 株主総会白書

はじめに（提案の趣旨）

株主総会は、株主が出席して会社の意思決定を行う株式会社の最高機関である。

役員選任をはじめ、定款変更、さらには合併・会社分割や株式交換といった会社の根幹に関わる事項は、株主総会で決する。したがって、法令に基づいて運営すべきことはもちろん、細部にわたって慎重な対応が求められることとなり、担当者は、招集から開催、終了後の各種手続に至るまで、周到的準備の下、細心の注意を払って実務を遂行する必要がある。

ところで、株主総会の実態は、昨今、大きく様変わりしている。かつてのような短時間で終わる「シャンシャン総会」は、すっかり影を潜め、多数の株主が出席して活発に質疑応答がなされる「開かれた総会」が一般的になったのはコーポレート・ガバナンス上好ましい変化である。また、議事進行方法や総会運営も多様化し、ビジュアル化やIR型の説明がなされるなど、株主総会について「会社をより理解いただく場」と捉えた運営が主流となっている。

しかし一方で、株主総会の目的事項と何ら関係のない質問が繰り返され、いたずらに長時間化する例も少なくなく、また、真意を図りかねる株主提案や動議によって会社側が対応に苦慮する例が見られる。

また、インターネットを活用した開示や議決権行使など、IT化の波とも無縁ではない。さらに、会社の株主構成が一昔前とは大きく変わっており、内外機関投資家の動きへの目配りは不可欠で、とりわけ海外の助言機関による議決権行使に係る推奨内容は無視できない。加えて、天災から景気動向、法令や金融商品取引所の規則、個社の不祥事に至るまで、株主総会において考慮し、対応を迫られる事象は幅広く、かつ、日々刻々と変化しており、実務担当者は毎年、何かしら運営に頭を悩まされているのが実状といえよう。

当会の提案書では、平成18年に会社法下における株主総会実務を取りまとめたほか、平成20年には株主提案権に係る実務対応を、平成24年には株主総会電子化の実務をそれぞれ取り上げてきたが、改正法の施行を控えた折、このように変化の激しい株主総会について、実務担当者の視点から、運営に重点を置いて最新の状況を取りまとめることとした次第である。新たに株主総会の実務を担当される方には入門の手引きとして、実務を担当されて久しい方には整理のツールとして、この提案書を活用いただければ幸いである。